

郡山市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、郡山市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 総合教育会議の招集は、市長が、開催する日時、場所等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 市長は、緊急に総合教育会議を開催する必要がある場合で、かつ、教育委員会委員を招集するいとまがないと認めるときは、教育長のみを招集し、総合教育会議を開催することができる。

3 市長は、総合教育会議の招集を行ったときは、開催する日時、場所、協議又は調整すべき事項（以下「議題」という。）その他必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

（進行）

第3条 市長は、総合教育会議の議事を進行し、会務を総理する。

（決定）

第4条 議題のうち決定を要する事項については、市長と教育委員会の合意により行うものとする。

（傍聴）

第5条 総合教育会議の傍聴人については、郡山市教育委員会傍聴人規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第3号）の例による。

（非公開）

第6条 法第1条の4第6項ただし書の公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整を行うとき。
- (2) 施策及び制度の立案において、意思決定の前に情報を公開することが不適当なとき。
- (3) その他公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

（議事録）

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 議題
- (3) 出席者の発言の概要
- (4) その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

（事務局）

第8条 総合教育会議の事務局は、教育委員会事務局教育総務部総務課と相互協力の上、政策開発部政策開発課が担うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月 日から施行する。